

予 算 要 求 資 料

令和3年度当初予算 支出科目 款：教育費 項：教育総務費 目：進学奨励費

事業名 公立高等学校等就学支援金

(この事業に対するご質問・ご意見はこちらにお寄せください)

教育委員会 教育財務課 管理経理係 電話番号：058-272-1111(内 3583)

E-mail：c17773@pref.gifu.lg.jp

1 事業費 4,133,423 千円 (前年度予算額：4,276,543 千円)

<財源内訳>

| 区 分 | 事業費 | 財 源 内 訳 | | | | | | | |
|-----|-----------|------------|------------|------------|----------|-----|---------|----|----------|
| | | 国 庫 支出金 | 分担金 負担金 | 使用料 手数料 | 財産 収入 | 寄附金 | その 他 | 県債 | 一般 財源 |
| 前年度 | 4,276,543 | 4,276,466 | 0 | 0 | 0 | 0 | 17 | 0 | 60 |
| 要求額 | 4,133,423 | 4,133,404 | 0 | 0 | 0 | 0 | 19 | 0 | 0 |
| 決定額 | 4,133,423 | 4,133,404 | 0 | 0 | 0 | 0 | 19 | 0 | 0 |

2 要求内容

(1) 要求の趣旨 (現状と課題)

公立高等学校等の生徒がその授業料に充てるために高等学校等就学支援金の支給を受けることにより、高等学校等における教育に係る経済的負担の軽減を図り、もって教育の機会均等に寄与することを目的とする。

(2) 事業内容

1 就学支援金【法定受託事務】

- ・公立高等学校の生徒の授業料に充てる支援金の支給並びに支援金支給事務に係る事務費及び人件費
- ・就学支援金の受給は世帯所得 910 万円未満 (保護者等にかかる市町村民税の課税標準額×6%—調整控除額が 304,200 円未満) の世帯の生徒に限定

支 給 額：授業料相当額 全日制 9,900 円/月

定時制 2,700 円/月

通信制 310 円/単位 (単位制)

対象生徒：平成 26 年 4 月以降の入学者

- 2 就学支援事業事務費・人件費
就学支援金の支給に係る事務費及び人件費

(3) 県負担・補助率の考え方

【補助率】 10/10

【財 源】 公立高等学校等就学支援金交付金

(4) 類似事業の有無

平成 26 年 4 月 1 日（法施行日）前から引き続き高等学校等に在学する者については、従前の公立高校の授業料無償化制度を適用

公立高等学校等就学支援金を補完するものとして「公立高等学校等学び直し支援金」を支給

3 事業費の積算内訳

| 事業内容 | 金額 | 事業内容の詳細 |
|--------------|-----------|----------------------|
| 就学支援金（県立高校） | 3,960,339 | 県立高校生徒の授業料に充てる支援金の支給 |
| 就学支援金（市立高校） | 139,776 | 市立高校生徒の授業料に充てる支援金の支給 |
| 事務費・人件費等（県分） | 32,038 | 就学支援金の支給に係る事務費及び人件費等 |
| 事務費・人件費等（市分） | 1,270 | 就学支援金の支給に係る事務費及び人件費等 |
| 合計 | 4,133,423 | |

決定額の考え方

4 参考事項

(1) 国・他県の状況

高等学校等就学支援金の支給に関する法律による法定受託事務であり、すべての都道府県が適用される。

(2) 事業主体及びその妥当性

高等学校等就学支援金の支給に関する法律第 4 条（受給資格の認定）、第 6 条第 1 項（就学支援金の支給）の規定により、市立高等学校を含んだ公立高等学校等に係る就学支援金の受給資格の認定及び支給は、都道府県教育委員会が行うこととされている。

事業評価調査（県単独補助金除く）

| |
|--|
| <input type="checkbox"/> 新規要求事業 |
| <input checked="" type="checkbox"/> 継続要求事業 |

1 事業の目標と成果

（事業目標）

・何をいつまでにどのような状態にしたいのか
 受給要件（保護者等にかかる市町村民税の課税標準額×6%－調整控除額が304,200円未満）を満たす生徒に対して、就学支援金を支給する。

（目標の達成度を示す指標と実績）

| 指標名 | 事業開始前 | 指標の推移 | | 現在値 <small>（前々年度末時点）</small> | 目標 | 達成率 |
|------------------|-----------|---------------|---------------|---------------------------------|-------------|------|
| | | | | | | |
| 受給要件を満たす者に対する支給率 | － (H) | 100% (H29) | 100% (H30) | 100% (H31) | 100% (－) | 100% |
| | (H) | (H) | (H) | (H) | (H) | % |

○指標を設定することができない場合の理由

| |
|--|
| |
|--|

（前年度の取組）

・事業の活動内容（会議の開催、研修の参加人数等）
 就学支援金新規申請・継続審査を実施
 4月新規認定申請者数
 全日制 11,762人、定時制 421人、通信制 97人
 7月新規認定申請者数
 全日制 1,648人、定時制 23人、通信制 5人
 7月継続審査届出者数
 全日制 33,906人、定時制 1,287人、通信制 251人

（前年度の成果）

・前年度の取組により得られた事業の成果、今後見込まれる成果
 高等学校に在籍する生徒に対して、高等学校就学支援金を支給することにより、家庭の教育費負担の軽減を図ることができた。

2 事業の評価と課題

(事業の評価)

| | |
|---|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ・事業の必要性（社会経済情勢等に沿った事業か、県の関与は妥当か） ○：必要性が高い、△：必要性が低い | |
| (評価) ○ | 公立高等学校等の生徒がその授業料に充てるために高等学校等就学支援金の支給を受けることにより、高等学校等における教育に係る経済的負担の軽減を図る本事業は、教育の機会均等を確保するため必要性が高い。 |
| <ul style="list-style-type: none"> ・事業の有効性（指標等の状況から見て事業の成果はあがっているか） ○：概ね期待どおり又はそれ以上の効果が得られている、△：まだ期待どおりの成果が得られていない | |
| (評価) ○ | H26年度から始まった国庫事業であり、要件を満たしたすべての申請者に対して支給した。 |
| <ul style="list-style-type: none"> ・事業の効率性（事業の実施方法の効率化は図られているか） ○：効率化は図られている、△：向上の余地がある | |
| (評価) ○ | 4月新規申請時は、合格発表時に説明を行うなど多くの保護者により確実に情報が伝わるようにするなど効率化を図った。 また、個人番号による税情報照会を実施することにより、申請者の手続きの負担軽減を図った。 |

(今後の課題)

| |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ・事業が直面する課題や改善が必要な事項 制度を正しく理解できず申請が遅れたケースがあったため、より分かりやすく制度を周知する必要がある。 |
|--|

(次年度の方向性)

| |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ・継続すべき事業か。県民ニーズ、事業の評価、今後の課題を踏まえて、今後どのように取り組むのか 卒業まで継続的な支援が必要であり、事業の継続が必要である。 |
|--|

(他事業と組み合わせて実施する場合の事業効果)

| | |
|------------------------|---|
| 組み合わせ予定のイベント又は事業名及び所管課 | — |
| 組み合わせる理由や期待する効果 など | — |